

△研究資料▽

アメリカ合衆国の障害児教育に関する連邦法（その2）

嶺 井 正 也

今回の資料は「人文科学研究所月報」第八六・八七合併号（専修大学、一九八三年四月一五日刊行）に掲載した「その1」に続くものである。「その1」では一九六六年修正初等中等教育法（公法律八九―七五〇）の第I編第F章と、一九六七年修正初等中等教育法（公法律九〇―二四七）の第I編第E章を訳出した。今回は、章（part）として括られていた障害児教育についての法規定が編（title）へと格上げされ、それだけ法律上の整備や体系化が進んだ一九七〇年修正初等中等教育法をとりあげた。

本資料は一九七五年の全障害児教育法という歴史上画期的な法律の制定にいたる過程を跡づける基礎作業としての意味を有している。

一九六七年修正初等中等教育法と違っているのは、早期教育の規定が条（section）として独立していること、一九六八年九月三〇日法が廃止されそこの主要課題であった全国教材・教具センターの規定が組みこまれるようになってきていること、学習障害児がクローズアップされていることなどである。

本法に続く一九七四年修正初等中等教育法の訳出については「その3」として扱いたい。

なお本法の章立ては次のようになっている。

第A章 一般規定（略称／定義／障害児教育・訓練課／全国障害児問題諮問委員会／設備の確保及び必要な施設の建設）

第B章 州に対する障害児教育関係援助（権限授与／基金配分／州ブラン／給付）

第C章 障害者の特別ニーズに応えるためのセンターとサービス（地域リソースセンター／聾・盲児のためのセンターとサービス／障害児の早期教育／障害者のためのセンターとサービスに係る調査研究、イノーベーション、訓練及び普及の諸活動／評価／充当金の認可）

第D章 障害児教育職員の研修（高等教育機関及び他の適切な機関への補助／州教育行政機関への補助金／障害児教育関係者の採用人事と教育機会についての情報普及の改善に関する補助金又は契約／障害児のための体育教員及びレクリエーション指導員の訓練／報告書／充当金の認可）

第E章 障害児教育についての調査研究（障害児教育についての調査研究及びデモンストレーションのプロジェクト／障害児の体育及びレクリエーションについての研究及びデモンストレーションのプロジェクト／専門家委員会／充当金の認可）

第F章 障害児のための教授メディア（目的／障害者のための字幕入りフィルムと教授メディア／全国障害者教材教具センター／充当金の認可）

第G章 特異学習障害児のための特別プログラム（研究、訓練及びモデル・センター／廃止されるもの）

3、一九七〇年修正教育法・公法律九一—二三〇（Education Amendments of 1970, Public Law 91-230）,

一九七〇年四月一三日

第VI編 障害者の教育

第A章 一般規定

略称

第六〇一条 本編を「障害者教育法」として引用することができる。

定義

第六〇二条 本編で使用する術語は、以下のように定義する。

(1) 「障害児」という術語は、その障害のために特別な教育および関連サービスを必要としている精神遅滞児、難聴児、聾児、言語障害児、視覚障害児、重度情緒障害児、肢体不自由児またはその他の健康障害児を意味する。

(2) 「局長」という術語は、教育局長を意味する。

(3) 「諮問委員会」という述語は全国障害児問題諮問委員会を意味する。

(4) 「建設」という術語は、その箇所ですべてに規定される場合を除き、(A)新しい建物の建設または既存の建物の拡張、およびその建物に必要な設備の確保と設置、あるいは(B)本編にもとづく援助の申請をしている機関 (agency or institution) が所有していない既存の建物の確保、あるいは(C)既存の建物の改築又は改造 (設備の確保、設置、新装又は改装を含む)、あるいは(D)(A)、(B)、(C)で示した活動に伴う土地の確保、あるいは(E)上述の活動をしないそれ以上に組合わせた活動を意味する。

(5) 「設備 (equipment)」という術語は、機械設備、公共設備 (utilities) および作りつけの設備、さらにそ

れらを閉っておくのに必要な囲い (enclosure) や設備を含み、また教授用備品 (instruction equipment) その他必要な備品、印刷用具、視聴覚機器、文献、雑誌、文書その他関連教具 (instructional materials) を含むものとする。

(6) “州” という術語は、各州、コロンビア特別区、プエルトリコ州、グアム、アメリカ領サモア、ヴァージニア諸島および太平洋信託諸島を意味する。

(7) “州教育行政機関” という術語は、公立の初等学校および中等学校に対する州の管理に第一義的責任を有している州教育委員会又はその他の機関又は行政官を意味しているが、もしそうした行政官又は機関が存在しなければ、知事又は州法によって任命される行政官又は機関を意味している。

(8) “地方教育行政機関” という術語は、市、カウンティ、タウンシップ、学区又は州のその他の政治的区域 (political subdivision) のなかの公立の初等学校および中等学校を管理し、または指導し、それらの学校にサービスを提供するものとして当該州で法的に組織されている教育委員会又は官庁 (public authority)、あるいは公立の初等学校又は中等学校に対する行政機関として当該州で認知されている統合学区又は統合カウンティ (combination of school districts or counties) を意味する。

(9) “初等学校” という術語は、州法に基いて認められている、初等教育を提供する昼間学校又は寄宿制学校 (a day or residential school) を意味する。

(10) “中等学校” という術語は、第一二学年を超える学年に提供されるどんな教育も含まないものを除き、州法で決められている、中等教育を提供する昼間学校又は寄宿制学校を意味する。

(11) “高等教育機関” という術語は、次の州内の教育機関を意味する。

(A) 高等学校卒業資格ないし、それと同等であると認められている資格を有する個人だけを正規の学生として入学させる教育機関。

(B) 高等学校教育を超える教育プログラムを提供するものとして、当該州で法的に認知されている教育機関。

(C) 学士号を授与するための教育プログラムを提供する教育機関、又は学士号取得に要する最大限の単位 (full credit) を認めている二年単位のプログラム (a two-year program) 以上のプログラムを提供する教育機関、又は学生が、エンジニアリング、科学、数学の基本的原理や知識の理解と応用を必要としているエンジニアリング分野、科学的分野、その他の技術分野において技師として、またセミ・プロフェッショナルな水準をもって働くことができるようにするための、エンジニアリング、数学、物理学、生物学の領域に関する二年単位のプログラムを提供する教育機関。

(D) 公立機関又はその他の非営利的機関。

(E) 本号に基き局長がリスト・アップする全国的に評価を受けている資格認定機関 (accrediting agency or association) によって認定されている教育機関、あるいはその認定がない場合には、認定されている三つ以上の教育機関が、その機関相互間における転校に際して認める単位と同じ基礎をもつものとして、その非認定機関からの転校を認める際にその単位が評価されている教育機関。ただし次の点を条件とする。エンジニアリング、科学、数学についての基礎的な原理又は知識の理解と応用を必要としているエンジニアリング分野、科学分野、技術分野で、学生が技師として、セミプロフェッショナルな水準をもって働くことができるようにするための、エンジニアリング、数学、物理学、生物学の二年単位のプログラムを提供する教育機関の場合には、もし局長が、そうした機関を認定するための資格をもつ、全国的評価をうけている資格認定機

関が存在しないと認めるならば、局長は、その機関が提供する訓練を評価する資格を有する人々で構成され、本法にもとづくプログラムに参加する機関としての資格を得るのに満さなければならぬ内容、範囲および質についての基準を定め、どの機関がその基準を満たしているかを判定するための諮問委員会を任命しなければならぬ。本号の目的のために局長は、提供される教育や訓練の質を維持するうえで局長が信頼がおけると認定する、全国的評価を得ている資格認定機関の一覧表を公開しなければならない。

(12) 学校、機関、組織に冠せられる「非営利の」という術語は、私的株主又は人に対して利益を確保している、又は法的に確保しうる純利益 (net earnings) を追求することのない非営利の、一ないし、それ以上の法人 (corporations) 又は団体 (associations) が所有し運営している学校、機関、組織を意味している。

(13) 「研究及び関連目的」という術語は、障害児教育分野での研究、研究者養成（手当及び給与の支払いを含む）、調査あるいは演示若しくはそれらから得られた情報の普及及び（制約の課せられていない）実験学校を意味している。

(14) 「長官」という術語は、保健・教育・福祉省の長官を意味する。

(15) 「特異な学習障害をもつ子ども」という術語は、話し言葉や文字といった言語を理解したり使用したりする際の一ないしそれ以上の基礎的な心理過程に混乱 (disorder) を有している子どもを意味する。その混乱は、聞くこと、考えること、話すこと、読むこと、書くこと、綴ること、あるいは数学的計算をおこなうなどの能力の不全として顕在化してくるものである。その混乱には、認知障害、大脳傷害、脳機能微細障害 (minimal brain dysfunction)、難読症 (dyslexia) 及び発達途上の失語症 (developmental aphasia) も含まれる。しかし、視覚障害、聴覚障害、運動神経障害、精神遅滞、情緒障害又は環境上の不利益の結果を第一義とする学習

上の問題性を有している子どもは含まれない。

障害者教育・訓練課

第六〇三条 教育局に、障害者教育に携わる教員の養成並びに障害者の教育及び訓練に関する調査研究のためのプログラム及びプロジェクトを含んだ、障害者の教育及び訓練に関連するプログラム及びプロジェクトを管理し実施するための教育局内の主たる機関となる、障害者の教育及び訓練のための課 (bureau) が設置されなければならない。

全国障害問題児諮問委員会

第六〇四条(a) 局長は局長任命による一五人の委員から成る全国障害問題児諮問委員会を、教育局に設置しなければならない。委員のうち少なくとも八人は、障害者のための教育、訓練、調査研究のプログラムに関わっている人物でなければならない。

(b) 諮問委員会は、本編及び障害児問題に関して局長が執行する法律の諸規定にもとづいて認可されたプログラムの執行・運用及び障害児の教台的成果を改善する上での効果を審査し、障害児に関連するプログラムの執行・運用の改善を勧告しなければならない。その勧告は、本編及び障害児のためのその他の連邦プログラムの実施によって得られた経験、並びに適切であれば、障害児のためのその他の公私に及ぶ諸プログラムの経験を踏まえておかなければならない。諮問委員会は、局長にとって適切であると判断すれば次々に勧告を出すとともに、毎年三月三一日までに局長に対して事実認定と勧告を盛りこんだ年報を提出しなければならない。局長はその年報を、自らのコメントと勧告を添えて長官に送付し、長官はそれらに対して何らかのコメント又は勧告を加えたりえて、連邦議会に送付しなければならない。

設備の確保及び必要な施設の建設

第六〇五条(a) 本編で認可されるプログラムの場合には、そのプログラムに認められた基金を設備の確保および施設の建設のために利用することが許可されることによって、そのプログラムが改善されると局長が判定するならば、局長はその目的のためにその基金の使用を認可することができる。

(b) 本編による補助金 (grant) 又は契約 (contract) にもとづいて基金が支払われてきている施設の建設 (ちょっとした改築又は修復は除く) の完成後二〇年以内に、もし建設された施設が、建設目的のために利用される事を中止した場合には、長官が基金受領者にその義務が免除される正当な理由が存在すると認めない限り、合衆国には、連邦基金を受けた施設の一部の経費すなわち連邦基金総額という比率を当時の施設価格にかけあわせた額を、施設の申請者又はその他の所有者から取戻す権利があるものとする。その価格は、当事者同士の合意又はその施設が存在している巡回裁判区の連邦裁判所での争訟で決定されなければならない。

第B章 州への障害児教育に関する援助

権限授与

第六一条(a) 局長には、就学前、初等学校及び中等学校段階での障害児教育プログラムやプロジェクトの開始、拡大及び改良に関して州を援助するという目的のために、本章の諸規定にしたがって補助金を与える権限が授与される。

(b) 本章による補助金支出目的のために、一九七一年六月三〇日で終了する会計年度には二億ドル、一九七二年六月三〇日で終了する会計年度には二億一千万ドル、一九七三年六月三〇日で終了する会計年度にあっては二億二千万ドルを充てることができる。

基金の配分

第六一二条(a)(1) 本項のため毎会計年度、第六一一條(b)項により州に支払われる当該会計年度の充当金額の三パーセントを超えない額を充当することができる。局長はこの額を、(A)それぞれのニーズに応じてプエルトリコ、グアム、アメリカ領サモア、ヴァージニア諸島および太平洋信託統治地域に対して、(B)一九七二年七月一日以前の各会計年度にあっては、国務省 (the Department of the Interior) が運営しているインディアン児童のための初等中等学校のサービスを受ける指定保留地内の障害児の教育への援助の必要性と、この目的のために国務省長官に対しておこなわれる基金の支給は、この第B部の目的をもっともうまく実行するようにと局長が決定する基準に従って決定されるものであるという条件とに依じて、国務省長官に対しても配分されるものとする。

(2) どの会計年度においても第六一一條(b)項にもとづいて充当される総金額の中から、全国の三歳以下二歳以下の子ども数に対する各州の該当年齢子ども数の割合と同じ割合に依じた額を局長は各州に配分しなければならぬ。ただしどの州にあってても、どちらが額が大きくなるにせよ、二〇万ドル又は総額の一分の三パーセントより少なく配分されるべきではない。本号及び第(b)項に関して使用される「州 (States)」には、プエルトリコ州 (the Commonwealth of Puerto Rico)、グアム、アメリカ領サモア、ヴァージニア諸島、太平洋信託統治地域は含まれない。

(b) どの州及びすべての州の三歳以下二歳以上の子ども数は、局長の利用しやすい最新の統計データを基礎にして局長が確定するものとする。

(c) 局長が必要ではないと判定したある会計年度におけるある州への配分金額は、当該会計年度に他の州へ配分

されたもとの金額の割合に依じて、局長の指定した日までに再配分されるものとする。しかし、比例配分される金額はどの州にあって、局長が当該年度においてその州に必要でありかつ利用可能であると査定した総額を超える程度にまで減額されるものとする。減額総額は、比例配分された額が減額されなかった州に対して同様に再配分されねばならない。一年間に本項にもとづいて再配分される額は、当該年度における(a)項にもとづいておこなわれる配分の一部とみなされるものとする。

州プラン (State Plans)

第六一三条(a) この第B部にもとづく補助金を受けようとする州は、局長が必要とみなす項目のある州プラン(他のプランの一部分に含まれるものではない)を、州教育行政機関を通じて局長に提出しなければならない。州プランは次のようなものでなければならない。

(1) この第B部にもとづき州に支給された基金は、(A)直接に若しくは単独の地方教育行政機関又は合同の地方教育行政機関を通して、(i)州内の障害児の特別教育へのニーズやそれに関連するニーズに応えようとし、(ii)障害児のニーズに見合った方向での実質的な進歩を確かに約束するだけの充分な(障害児の特別な教育ニーズを考慮に入れた)規模、範囲及び内容を備え、しかも就学前のプログラムやプロジェクトも入れたプログラムやプロジェクトを創始し、拡大し又は改善することに対してのみ支払われ、かつ(B)州プラン(州による指導的活動や助言的活動をも含む)の適切で効率的な執行及び州と各地方段階でのプランニングのために支払われることを確認する方針と手続きを述べていること。ただし、州プランの執行及び州と各地方段階でのプランニングに充てられる金額は当該会計年度に当該州に与えられる総額の五パーセント又は一〇万ドル(プエルトリコ州、

グアム、アメリカ領サモア、ヴァージニア諸島、太平洋信託統治地域の場合には三万五千ドル)のうち、大きい方の額を超えてはならない。

(2) 私立の初等中等学校に在学している州内の障害児の人数と居住地に応じて、その障害児たちがこの第B部にもとづいて援助をうけたり実施されるプログラムに参加できるための規定が設けられることを確かに保証するものであること。

(3) この第B部にもとづいて支給される基金のコントロール、及びその基金から生まれた財産に対する所有権とは、この第B部に規定する用途及び目的に係属してくる公的機関 (a public agency) に存すること、及び公的機関はその基金と財産を管理しなければならないことを規定してあること。

(4) 本章に基いて充當される連邦基金は、障害児の教育に支出される州基金、地方基金、民間基金 (private fund) を補完するものとして、そしてまたそれらの基金の水準をあげるものとして使われるものであり、それらの基金にとって替わるものではないことを確かに保証する方針及び手続を示してあること。

(5) 障害児の特別な教育ニーズに応え、関連サービスを提供するプログラムの有効性を少なくとも年に一度評価するために教育達成度 (educational achievement) の極わめて客観的な測定をおこなう事をも含めた効果的な手続が規定してあること。

(6) 州教育行政機関が州プランの執行を管理または監督する唯一の機関であることが規定してあること。

(7) (A) 本項の(5)号で求められている客観的な測定結果のレポートも含む。本章に基づく局長の権限行使上、局長が要求することができ、一定の形式により必要な情報を盛りこんだレポートを作成すること、(B) そのレポートの正確さと真実性と、本章にもとづく連邦基金の支出の適切さを保障するうえで局長が必要とみなす記録を

保管し、その記録へのアクセスを保証する規定があること。

(8) 上記の財務管理と基金会計の手続が、州から地方教育行政機関に支払われる連邦基金および本章にもとづき州に支払われる連邦基金との適正な支出と会計を保証するものとして採用されることが確約されていること。

(9) 本章に基づいて州に支給される基金は、一九六五年初等中等教育法第I編第一〇三条(a)項(5)号による援助を受ける資格を有する障害児には充たされないことを保証する規定があること。

(10) 障害児教育に携わっている教員及び障害児のためのプログラムに関わっている行政官に、教育研究、デモンストレーション、同様のプロジェクトから得られた意義のある情報を提供し普及するために、そして適切であればそうした類似のプロジェクトを通して開発された有望な教育実践を採用するために、効果的な手続がとられるようにしてあること。

(11) 州内の障害者のためのすべての教育プログラムが、州教育行政機関で障害児の特別教育プログラムを担当する者によって適切に調整されるような方針と手続を示していること。

(b) 局長は本章の要件と目的に一致していると認めた場合には、いかなる州プランにも承認を与えなければならない。

(c) (1) 局長は、州プラン提出以前に州教育行政機関がそれを公表し、(規則で規定されている)利害関係者による意見表明のための正当な機会を作る事をしない場合には、本条に即した州プランをどの会計年度においても承認してはならない。州教育行政機関は最終的に承認された場合その他プランを公表しなければならない。局長は、まず第一に州教育行政機関に対して州プランについての聴聞を通知しその機会を設ける事を認めない限り、本条にもとづいて提出された州プランあるいはそれを修正したプランを最終的に不承認にすることがあつ

てはならない。

(2) 当該州に対しての正式通知を出しその機会を設けた後に、(A)その州プランが本章の諸規定にもはや一致しないほどに変更されてしまっている、あるいは(B)その州プランの執行に際して、本章の諸規定又は州プランに則して承認された地方教育行政機関の申請書に示されている要件に実質的に一致しなくなっている、と局長が認定した時はいつでも、局長は、このB部にもとづく継続的な支給はもはやそうした不一致が存在しなくなつたと認めるまでおこなわない事(あるいは彼の自由裁量で、その州に対する以後の支給は、その不一致とは無関係なものであつても州プランにもとづくプログラムやプロジェクト、又は州プランの一部に対しても制限されるような事、あるいは州教育行政機関は不一致の過失をおかしたある地方教育行政機関に対して以後の支給をおこなつてはいけないという事)を当該州教育行政機関に通知しなければならない。局長は上記の不一致がなくなつたと認めるまでは、本章にもとづく当該州への基金のそれ以後の支給をおこなつてはならない(あるいは、不一致の誤まりとは無関係であつても、州プランにもとづくプログラムやプロジェクト又は州プランの一部に対しても支給を制限しなければならないし、又本章により州教育行政機関から地方教育行政機関に対して支給される基金も、不一致の誤まりとは無関係の地方教育行政機関に対しても制限しなければならない)。

(b) (1) (a)項にもとづき提出した州プランの承認についての局長の最終的な措置に対して、あるいは(c)項にもとづく局長の最終措置に対して州が不満を抱く場合には、州はその措置の通知後六〇日以内にその州が所属する巡回区の連邦上訴裁判所に対して措置の再審を訴え出ることができる。裁判所書記はその訴えの写しを局長に送付しなければならぬ。局長は受領後ただちに合衆国法典第二八編第二一二条に規定されている通り、措置の根拠となつた審査録(record of proceedings)を当該裁判所に提出しなければならない。

(2) 局長による事実認定は、実質的証拠 (substantial evidence) による裏付けがあれば確定されるものとする。しかし、裁判所は、正当な理由が示されれば、局長に対しさらに証拠を検討するようにその件を差戻すことができる。局長はその後ただちに、新しい事実認定又は事実認定の修正をおこない以前の決定を修正することができ、その際局長はその後の審査の記録を裁判所に対して文書で明らかにしなければならない。この新しい事実認定又は事実認定の修正は、実質的な証拠による裏付けがあれば、確定されるものである。

(3) 裁判所は、全体として又は部分的に局長の決定を確定するか又は却下する権限を有するものとする。裁判所の判決は、合衆国法典第二八編第一二五四条に規定されているように、裁量的上訴又は意見確認 (certiorari or certification) にもとづき連邦最高裁判所の審査にしたがうものとする。

支給 (payments)

第六一四条 本章にもとづき各州に配分される総金額のなかから局長は、州プランを実施するのに州が支出する額と同額の金額を州に支給しなければならない。

第C章 障害者の特別なニーズに応えるためのセンターとサービス

地域リソースセンター

第六二一条 (a) 関係してくる障害児の特別な教育ニーズを判定する最良の方法を開発したり応用し、かつそのニーズに応える際に補助になるようなその他のサービスを提供する地域センター (regional centers) の設立と運営に要する経費の全てあるいは一部を支出する合衆国内の特定地域内の高等教育機関、州教育行政機関、あるいはそれら機関同士の共同体制 (その共同体制には一又はそれ以上の地方教育行政機関を含むことができる) に対して局長は補助金を与える、又はそれらと契約を結ぶことができる。本条にもとづき設立され運営さ

れるセンターは、(1)当該センターに関係する障害児の特別な教育ニーズを判定するための検査 (testing) や教育評価 (educational evaluation) をおこない、(2)それらのニーズに応えるための教育プログラムを開発し、(3)相談活動 (適切ならば地域センターの障害児の親や教師との相談も含む)、特別な教育プログラムの定期的な再審査や再評価、その他技術的サービスといった様々なサービスを通して、その教育プログラムを提供している学校、その他の適切な機関や組織、施設に援助を与えなければならない。

(b) 本条にもとづくプロジェクトの申請を認めるか否かの決定に際して、局長は申請者がサービスを提供するはずの地域にどれだけセンターに対するニーズがあるかどうかや、障害児の教育的評価や教育に関連する新しい方法、技術、方策 (devices)、設備を、本条による援助をうけて開発し応用できる能力があるかどうかを考慮しなければならない。

聾・盲児のためのセンターとサービス

第六二二条(a) 本条の目的は、聾・盲児のための限られた数のモデルセンターを通して、彼等を取巻く世界とのコミュニケーションやそれへの適応、社会への有用で意義ある参加、自己充足のために彼等が潜在能力を自から引出すことのできるようにするための最も効果的と考えられる、特別でかなり専門的なサービスやその他の関連サービス、方法及び援助を開発し、生涯の早い時期に彼等に与えるためのプログラムを提供することである。

(b) 局長は、(本条(b)項(1)号の規定にしたがい) 本条の目的を達成するのに適切とみなす条件にもとづき、聾・盲児センターの設置 (本条の目的のための居住施設の建設をも含めたセンター建設も該当) 及び運営に要する全経費又は経費の一部を負担する公立又は非営利で私立の機関、組織、施設に補助金を与え、又はそれらと契

約を結ぶ権限を有するものとする。

(c) (b)項による補助金又は契約の決定に際して、局長は聾・盲児に対しておこなわれているサービスの全般的な適切性と質に焦点をあてて、聾・盲児センターに対する当該地域のニーズを考慮しなければならない。

(d) (1) (b)項にもとづく補助金又は契約は、局長が規則によって定めるサービスで、少なくとも以下のサービスを含むものを当該センターが提供するという確かな保証があると認定する場合のみおこなわれるものとする。

(A) 聾・盲児に対する総合的な診断と評価のサービス

(B) 専門的サービス及び関連サービスのすべてを統合する、彼等の適応 (adjustment)、進路指導 (orientation) 及び教育のプログラム

(C) 親、教員および聾・盲児の生活において直接的役割をはたすその他の人々が、彼等の特別な問題を理解し、彼等の適応、進路指導及び教育の過程に援助を与えることができるようにするための効果的な相談サービス

(2) 以上のサービスは、センターに居住しているかどうかに関係なく聾・盲児に対して（可能であればその他の人々にも）提供することができるし、センター以外の場所でも提供することができるし、聾・盲児（付添人を含む）及び親のために交通便宜を提供することも含むことができる。

障害児の早期教育 (early education)

第六二三条(a) 局長は、障害児の特別な問題に対する総合的で強力なアプローチを必ず発展させるものと認定した、障害児のための実験的な就学前機関及び早期教育プログラムの開発と実施に関して、適切な公立の機関及び非営利で私立の施設と、補助金、契約、その他の方法によって協定を結ぶ権限を有するものとする。そうし

たプログラムは、可能な限り全国的に貢献するようなものでなければならず、しかも都市地域でも農村地域でも実行されるようなものでなければならぬ。プログラムは(1)障害児の知性、情緒、身体、精神、社会性、言語の面における発達を助長し、(2)プログラムの開発及び実施に親の参加を促し、(3)プログラムが提供されるコミュニティに障害児の問題やその可能性(potentialities)を知らせるための活動やサービスを含みこんだものでなければならぬ。

(b) 本条にもとづいて認可されたプログラムを發展させ実施するための各々の協定は、こうしたプログラムが提供されるコミュニティの学校で実施されている同様のプログラムとそのプログラムとを効果的に調整しなければならぬ。

(c) 本条にもとづく協定には、プログラムを發展させ、実施に移し、そして評価するのに要する経費の九〇パーセントを超えて支出してはならない。連邦以外の出資は、現金であれ現物であれ、(これだけに限られるものではないが)施設、設備及びサービスも含めて、正当に評価されるものとする。

障害者のためのセンター及びサービスに関連する調査研究、イノーベーション、訓練及び普及の諸活動第六二四条(a) 局長は、局長が本章の目的にとって適切であると認定した要件を満たす、センターを運営するか又はサービスを提供する機関、組織、施設に対して、本章にもとづく補助金又は契約の一部として、あるいは別の形の補助金又は契約によって、以下の各号に規定する諸活動の費用の全額又は一部を支給することができる。

- (1) 障害児のあらゆる領域に及ぶ特別なニーズを確認しそれを満たすための調査研究
- (2) 障害児の適応や教育に寄与する新しい方法、アプローチ、技術の開発や普及、あるいは既存のものの改良

(3) 障害児のために工夫されたプログラムにすでに従事しているか又はこれから従事しようとする専門職員又は補助職員の（直接の又はその他の方法による）訓練（その職員の給料、旅費および職員とその扶養者の必要経費も含める）

(4) 障害児への働きかけの過程で効果的だと思われる、教具 (Materials) の普及や実践の紹介

(b) 本条にもとづく補助金又は契約の決定に際して、局長は、この補助金及び契約による援助を受ける諸活動と、本編の他の章の規定にもとづく補助金及び契約による援助をうける類似の諸活動とを調整しなければならない。

評価 (evaluation)

第六二五条 局長は、自からあるいは独立の機関との契約によって、本章にもとづいて援助をうける各プログラムについての徹底的で継続的な評価を実施しなければならない。

充当金の認可

第六二六条 本章の諸規定を実施するために、一九七一年六月三〇日で終了する会計年度にあつては三六五〇万ドル、一九七二年六月三〇日で終丸する会計年度にあつては五一五〇万ドル、一九七三年六月三〇日で終了する会計年度にあつては六六五〇万ドルを充当するものとする。

第D章 障害児教育職員の研修

高等教育機関及び他の適切な機関への補助

第六三一条 局長は、高等教育機関及び他の適切な非営利機関がおこなう以下の事業に援助を与えるため、それらに補助金を与えることができる。

- (1) 障害児教育に関連する分野で働く教員及びその他の専門家の研修をおこなう専門職員の研修
- (2) 障害児教育に関わる教員として、管理者として、言語治療士として又は障害児教育にかかわる特別なサービスを提供する専門家として勤務しているか又はこれから勤務しようとしている人々の研修、又は障害児の教育に関連する研究に従事しているかあるいはこれから従事しようとしている人々の研修

- (3) 障害児教育に関わる教員又は関連の専門家として勤務しているかあるいはこれから勤務しようとしている人々の研修のために、局長の認定する給付 (stipends) や手当 (allowances) を伴った奨学制度の創設・維持
- 本条にもとづく補助金は、これらの人々の研修又は研究のコースに要する経費、及び局長が認定する給付や手当を休った特別研修生制度 (fellowship) 又は実習生制度 (traineeship) の創設と維持に要する経費のまかないの足しにするためにも、上記の諸機関の利用に供することができるものとする。

州教育行政機関への補助金

第六三二条 局長は、障害児の教員として又は教員の管理者としてすでに勤務しているか又はこれから勤務しようとしている人々の研修プログラムを自から創設し維持しているか、又は高等教育機関に補助を出すことによって創設し維持している州教育行政機関を援助するために補助金を与えることができる。

障害児教育関係の採用人事 (recruiting) と障害児の教育機会の情報普及の改善に関する補助金又は契約

第六三三条 局長は、以下のようなプロジェクトのために、公立又は非営利で私立の機関、組織、施設に補助金を与えることができるし、公立又は私立の諸機関と契約を結ぶことができる。

- (1) 障害者教育の関係分野に人材を魅きつけるための創造的で革新的な方法によって学生や専門家が障害児教

育の多様な分野で働くことを奨励するプロジェクト、又はその仕事に学生が就くことが可能にするための既存の財政的援助を周知させるためのプロジェクト

(2) 親、教員及び障害児に特に関心を有している他の人々に対して、障害児の教育に関するプログラム、サービス、リソースについての情報を普及したり、あるいは関連する諸サービスを提供するためのプロジェクト

障害児のための体育教員及びレクリエーション指導員の訓練

第六三四条 局長は、障害児の体育教員 (physical educators) あるいはレクリエーション指導員 (recreation personnel) として又はそれらの教員や指導員の指導者又は監督者としての職に就いているか又はこれから就こうとしている人々、また障害児の体育やレクリエーションに関連する分野での研究や教授に就いているか又はこれから就こうとしている人々に対する訓練を、高等教育機関が提供する際に援助するため補助金を支給する権限を有するものとする。

報告書

第六三五条 どの会計年度にあっても本章にもとづく補助金を受給する者は、会計年度の終了後、局長に報告書を提出しなければならない。

充当金の認可

第六三六条 本章の実施に際しては、一九七一年六月三〇日を終期とする会計年度にあつては六九五〇万ドル、一九七二年六月三〇日で終わる会計年度にあつては八七〇〇万ドル、一九七三年六月三〇日で終わる会計年度にあつては一億三五〇万ドルを充当するものとする。

第E章 障害児教育についての調査研究

障害児教育についての調査研究及びデモンストレーションのプロジェクト

第六四一条 局長は、障害児教育に関連する調査研究その他の関連目的、及びそれに関する研究、調査、デモンストレーションを指導するために、州、州教育行政機関、地方教育行政機関、高等教育機関、他の公的あるいは非営利で私立の教育機関や調査機関に補助金を支給すること、又はそれらと契約を結ぶことができるものとする。

障害児の体育及びレクリエーションについての研究及びデモンストレーションのプロジェクト

第六二四条 局長は、障害児の体育やレクリエーションに関する研究や関連目的のために、又は障害児の体育やレクリエーションに関連する研究、調査、デモンストレーションを指導するため、州、州教育行政機関、地方教育行政機関、高等教育機関、その他の公立又は非営利で私立の教育、研究の機関ないし組織に対して補助金を支給するか、それらと契約を結ぶことができるものとする。

専門家委員会 (panels of experts)

第六四三条 局長は、本章にもとづく様々の研究やデモンストレーションのプロジェクトを評価することのできる専門家委員会を、時に応じて任命しなければならないし、本章にもとづいて補助金支給の前に、委員会の助言と勧告をうけねばならない。

充当金の認可

第六四四条 一九七一年六月三〇日で終わる会計年度にあっては二七〇〇万ドル、一九七二年六月三〇日で終わる会計年度にあっては三五〇〇万ドル、一九七三年六月三〇日で終わる会計年度にあっては四五〇〇万ドル

が、本章の諸規定を実行するために充当されるものとする。

第F章 障害児のための教授メディア

目的

第六五一条(a) 本章の目的は以下の各号である。

(1) (A)健聴者の全体的で文化的な発達(advancement)において重要な役割をはたすフィルムについて聾者の理解と認識を深めることにより、(B)聾者が彼等を取り巻く環境の現実に触れることができるような教育的で文化的な経験をフィルムを通して提供することによって、(C)聾者がともに分かちあえるような全体的で手ごたえのある経験を提供することによって、聾者の総合的な福祉を促進すること。

(2) (A)障害児のための教育メディアの利用についての研究をおこなうこと、(B)障害者、その親、その現在又は将来の雇用主(actual or potential employers)及び障害者の発達についての仕事に関係している人々の利用に供するための教育メディアの創造と分配、(C)障害児に対する教授に際して教育メディアを利用できる人々を養成すること、によって障害者の教育向上(educational advancement)を促進すること。

障害者のための字幕入りフィルム(captioned film)と教育メディア

第六五二条(a) 局長は、字幕入りフィルムや教育メディアが、合衆国内において非営利的な目的のためで障害者、その親、法規にしたがって障害者の向上を目的とする活動に直接に関わっている人々の利用に供するようにするため、字幕入りフィルム及び教育メディアについてのローン・サービスを創設しなければならない。

(b) 局長には次の権限が与えられる。

(1) フィルム(又はその権利)及びその他の教育メディアを、購入、借用又は贈与によって取得すること。

(2) 本章の規定を執行するのに必要な機材を借用又は購入によって取得すること。

(3) 字幕入りフィルムを提供。

(4) 字幕入りフィルム、その他の教育メディア、機材を州の障害児学校および局長が地元や地域の普及センターとして適切だとみなすその他の機関に寄贈すること。

(5) 障害者やフィルムやメディアを使う人々の訓練のための教育・訓練フィルムやその他の教育メディアを製作し普及するため、それらの利用のあり方について調査研究をすすめること。その場合、フィルムやメディアを扱う人々に対して局長が認定する給料（交通費及びその他の経費を含む）を支給すること（連邦援助をうけている同様のプログラムにもとづいておこなわれている活動への支払いと一致していること）も研究に含めておくこと。

(6) 他の政府機関の施設やサービスをも利用すること。

(7) 個人や組織からの贈与、寄贈、自発的で無償のサービスをうけとること。

障害者のための教材・教具全国センター

第六五三条(a) 長官は、全国障害者用教材・教具センター (a National Center on Educational Media and Materials for the Handicapped) の設置と運営について、ある高等教育機関と協約を結ぶことができる。全国センターは、教具をデザインし、開発し、適用する活動や、本章の目的に一致するものとして長官が協定で規定するその他の活動を含む、障害者の教育プログラムにおける新しい教育テクノロジーの利用を促進する総合的な活動プログラムを提供するものである。協定は次のようなものでなければならない。

(1) センターに支出される連邦基金は協定に示された目的に対してだけ使用されるように規定してあること。

(2) 長官の事前承認にしたがって、デモンストレーション・プロジェクトのために、公立及び私立の組織とセンターが契約を結ぶことができるようにしてあること。

(3) 議会に提出する、センターの年間活動についての報告書作成が規定してあること。

(b) (a)項の規定にもとづいて協約を結ぶ高等教育機関からの申し出に応えて、長官は以下の各号を満たす機関に対して優遇措置を与えなければならない。

(1) 障害者のための教育メディアの開発と評価に必要な力を示してきた機関。

(2) モデル聾高等学校 (the Model High School for the Deaf、公法律八九六―九四で設置) の教育テクノロジー上のニーズにサービスを与えることのできる機関。

充当金の認可

第六五四条 本章の目的のために、一九七一年六月三〇日で終了する会計年度には一二五〇万ドル、一九七二年六月三〇日で終了する会計年度には一五〇〇万ドル、一九七三年六月三〇日で終了する会計年度にはおよびその後の各会計年度にあつては二〇〇万ドルを超えない額が充当されるものとする。

第G章 特異な学習障害を有する子どものための特別プログラム研究、訓練及びモデル・センター

第六六一条(a) 局長は、以下の各号のプログラムを実行するために、高等教育機関、州及び地方の教育行政機関、およびその他の公立や私立の教育や研究の組織や機関（非営利の機関や組織ではなく、補助金が与えられないものは除く）に対して補助金を出したり、あるいは契約を結んだりすることができる。

(1) 特異な学習障害児 (children with specific learning disabilities) の教育に関する研究及び関連目的のためのプログラム

(2) 特別な学習障害児を現に教えている人々又はこれからその教員になろうとしている人々のための、あるいは管理者の指導教員である人々又はなろうとしている人々のための専門的で程度のたかい訓練のためのプログラム

(3) (A) センターに関わりのある特異学習障害児を判定するテストや教育評価を提供し、(B) 特異学習障害児の特別な教育ニーズに応えるためのモデル・プログラムを開発・指導し、(C) そのモデル・プログラムを学習障害児に適切に応用していくよう教育の機関、組織などを援助し、(D) 当該センターがサービスを提供する地域の教育の組織、機関に対して学習障害を克服する新しい方法や技術を普及し、その普及プロセスの効果を評価（その評価はセンター運営が一年を経過した後年に一度おこなわれるものとする）もので、特異学習障害児の教育の改善を図るモデル・センターを設置し運営するプログラム。

本条にもとづく補助金交付や契約締結に際して、局長は、特異学習障害児の教育ニーズを満たす革新的で創造的なアプローチを提唱する申請者や学習障害の防止と早期判定を強調している申請者には特別な配慮を与えなければならない。

(b) 本条にもとづく補助金交付及び監督に際して、局長は次の事をおこなわなければならない。

(1) (a) 項の第(2)号の目的に関して、全国的にみて地域的な不均等がないように訓練プログラムや訓練をうけた人々を普及させること。

(2) (a) 項第(3)号の目的に関して、できる限り本条にしたがって申請するものに対して考慮を払いながら、各州にモデルセンターを設置する試みを奨励すること。

(c) 本条にもとづく補助金交付や契約締結の目的のために、一九七〇年六月三〇日で終了する会計年度にあって

は二二〇〇万ドル、一九七一年六月三〇日で終了する会計年度にあっては二〇〇〇万ドル、一九七三年六月三〇日で終了する会計年度以降は三一〇〇万ドルを充当するものとする。

廃止されるもの

第六六二条 一九七一年七月一日からの効力発生にともない、以下の法規定は廃止されるものとする。

- (1) 一九五八年九月二日法（公法律八五―九〇五）の第一条から第四条までの部分
- (2) 一九五八年九月六日法（公法律八五―九二六）
- (3) 一九六五年初等中等教育法第VI編（公法律八九―一〇）
- (3) 一九六三年一〇月三一日法（公法律八八―一六四）第IV編及び第V編
- (5) 一九六八年九月三〇日法（公法・九〇五―三八）

※本稿入稿後、国立国会図書館の土屋恵司氏が『外国の立法』第23巻第4号（一九八四年七月）及び同第23巻第5号（同年九月）において、①障害者教育法（一九七〇年制定で本稿において著者が全訳したものと同じ法律）、②一九七四年障害者教育改正法、③一九七五年全障害児教台法の概要を訳出し、併わせて④一九八三年障害者教育改正法の全体を訳されている事を知った。奇遇にしてアメリカ合衆国の障害児教育に関する連連邦法について私が前期のものを訳し、土屋氏が中期以降を訳し結果として全てが訳されことになったのである。私としては少しづつ全ての法律を訳しながら研究していこうと考えて始めた翻訳作業であるが期せずしてこういう結果になったので、いよいよ本論へと着手することにした。